

(別紙6-1) シンガポールの証明対象地域・品目

産地証明については、福島県産米及び別表の HS コードに掲げる品目（なお、別表の HS コード「野菜・果物」にはキノコ類が含まれるが、林産物であるキノコ類が産地証明の対象品目となるのは福島県、茨城県、栃木県及び群馬県を除く都道府県のみ）を対象とする。

必要な証明	地域	品目
放射性物質検査	茨城県、栃木県及び群馬県	林産物 ^(注1) 及び水産物
産地	福島県内の南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村（輸入停止市町村）を除く市町村	米、食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品 ^(注2)
	茨城県、栃木県及び群馬県	食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品
	福島県、茨城県、栃木県及び群馬県以外の都道府県	食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品、水産物 ^(注3)

注1 林産物には、キノコ類（野生及び栽培されたもの）、野生ベリー及び野生のイノシシ肉等森林で収穫されたものが含まれる。

注2 これらの福島県産品を初めて輸出する際には、市町村ごとの産地証明に加え、産地（市町村）・品目ごとに検査機関発行の放射性物質検査報告書の原本を添付する。（平成26年9月30日以降、福島県産米は産地証明が必要。）

注3 日本政府発行の産地証明書以外に商工会議所によるサイン証明を産地証明として認めている。

注4 輸入停止措置の対象となっている市町村の全ての食品及び農産品並びに福島県産の林産物及び水産物は輸入が認められていないので証明書の発行はできない。

別表：証明書発行の対象となる産品（シンガポール側の品目分類8桁コード）

Dairy products 牛乳・乳製品		Meat 食肉 (加工品 を含む)	Egg product 卵及びその製品	Vegetable and fruits 野菜・果物(加工品を含む)			
04011010	17049099	02011000	04072100	07019010	07149099	08109040	20088000
04011090	19011020	02012000		07019090	08011910	08109050	20089100
04012010	19019031	02013000		07020000	08011990	08109060	20089910
04012090	19019039	02021000		07031019	08031000	08109091	20089920
04014010	19019099	02022000		07031029	08039010	08109092	20089930
04014090	21050000	02023000		07032090	08039090	08109093	20089940
04015010	21069099	02031100		07039090	08041000	08109094	20089990
04015090	22029910	02031200		07041010	08042000	08109099	21039013
04021041	22029950	02031900		07041020	08043000	09101100	
04021049		02032100		07042000	08044000	09103000	
04021091		02032200		07049010	08045010	09109910	
04021092		02032900		07049090	08045020	12112000	
04021099		02061000		07051100	08045030	12119099	
04022120		02062100		07051900	08051010	12129100	
04022130		02062200		07052100	08052100	12129390	
04022190		02062900		07061010	08052200	14049091	
04022920		02063000		07061020	08052900	14049092	
04022930		02064100		07069000	08054000	14049099	
04022990		02064900		07070000	08055010	20011000	
04029100				07081000	08055020	20019010	
04029900				07082010	08059000	20019090	
04031021				07082020	08061000	20021000	
04031029				07082090	08071100	20029090	
04031091				07089000	08071900	20031000	
04031099				07092000	08072000	20041000	
04039010				07093000	08081000	20049090	
04039090				07094000	08083000	20054000	
04041010				07095100	08084000	20055100	
04041090				07095910	08091000	20056000	
04049000				07095990	08092100	20057000	
04051000				07096010	08093000	20058000	
04052000				07096090	08094010	20059100	
04059010				07097000	08094020	20060000	
04059020				07099100	08101000	20082010	
04059030				07099200	08102000	20082090	
04059090				07099300	08103000	20083010	
04061010				07099910	08104000	20083090	
04062010				07099920	08105000	20084000	
04062090				07099990	08106000	20085000	
04063000				07141099	08107000	20086010	
04064000				07142090	08109010	20086090	
04069000				07143090	08109020	20087010	
17049020				07144090	08109030	20087090	

Seafood 水産物 (加工品を含む)							Tea products 緑茶及び その製品
03019100	03028911	03036600	03047500	03061290	03075920	16041710	09021010
03019200	03028912	03036700	03047900	03061410	03077110	16041790	09021090
03019390	03028913	03036800	03048100	03061490	03077120	16041810	09022010
03019400	03028914	03036900	03048200	03061500	03077200	16041920	09022090
03019500	03028916	03038100	03048300	03061600	03077930	16041930	21012030
03019941	03028917	03038200	03048400	03061711	03078110	16041990	22029950
03019949	03028918	03038300	03048500	03061719	03078120	16042020	
03019952	03028919	03038400	03048600	03061721	03078210	16042030	
03019959	03028922	03038911	03048700	03061722	03078220	16042040	
03019990	03028926	03038912	03048800	03061729	03078300	16042091	
03021100	03028927	03038913	03048900	03061730	03078400	16042099	
03021300	03028928	03038914	03049100	03061790	03078710	16043100	
03021400	03028929	03038916	03049200	03061900	03078810	16043200	
03021900	03029100	03038917	03049300	03063120	03079110	16051010	
03022100	03029200	03038918	03049400	03063130	03079120	16051090	
03022200	03029900	03038919	03049500	03063220	03079200	16052100	
03022300	03031100	03038922	03049900	03063230	03079930	16052110	
03022400	03031200	03038926	03051000	03063300	03079940	16052920	
03022900	03031300	03038927	03052010	03063520	03081110	16052990	
03023100	03031400	03038928	03052090	03063621	03081120	16053000	
03023200	03031900	03038929	03053100	03063622	03081200	16054000	
03023300	03032300	03039100	03053200	03063629	03081920	16055100	
03023400	03032400	03039200	03053910	03063631	03082110	16055200	
03023500	03032500	03039900	03053920	03063632	03082120	16055300	
03023600	03032600	03043100	03054100	03063639	03082200	16055410	
03023900	03032900	03043200	03054200	03063910	03082920	16055490	
03024100	03033100	03043300	03054300	03063920	03083010	16055500	
03024200	03033200	03043900	03054400	03069139	03083020	16055600	
03024300	03033300	03044100	03054900	03069239	03083030	16055710	
03024400	03033400	03044200	03055100	03069330	03083040	16055900	
03024500	03033900	03044300	03055200	03069529	03089010	16056100	
03024600	03034100	03044400	03055300	03069530	03089020	16056200	
03024700	03034200	03044500	03055400	03071110	03089030	16056300	
03024900	03034300	03044600	03055921	03071120	03089040	16056900	
03025100	03034400	03044700	03055929	03071200	04100090	19022030	
03025200	03034510	03044800	03055990	03071920	05119190		
03025300	03034590	03044900	03056100	03071930	16041110		
03025400	03034600	03045100	03056200	03072110	16041190		
03025500	03034900	03045200	03056300	03072120	16041210		
03025600	03035100	03045300	03056400	03072200	16041290		
03027100	03035300	03045400	03056910	03072930	16041311		
03027210	03035410	03045500	03056990	03073110	16041319		
03027290	03035500	03045900	03057100	03073120	16041391		
03027300	03035600	03046100	03057211	03073200	16041399		
03027400	03035700	03046200	03057219	03074211	16041411		
03027900	03035910	03046300	03057291	03074221	16041419		
03028100	03035920	03046900	03057299	03074310	16041490		
03028200	03035990	03047100	03057910	03074921	16041510		
03028300	03036300	03047200	03057990	03075110	16041590		
03028400	03036400	03047300	03061100	03075120	16041610		
03028500	03036500	03047400	03061190	03075200	16041690		

(別紙6-2) タイ王国の証明対象地域・品目

必要な証明	地域	品目
日付	47都道府県	平成23年3月11日以前に生産・加工された野生動物肉（イノシシ、ヤマドリ及びシカ）
産地	宮城県、福島県及び群馬県を除く都道府県	平成23年3月11日以降に生産・加工された野生動物肉（イノシシ、ヤマドリ及びシカ）

(別紙6-3) 韓国の証明対象地域・品目

次に掲げるものを除く全ての食品（香料等の食品添加物を含む）及び飼料について、下表のとおり証明する。

- ① 水産物及びアルコール飲料（ただし、証明書発行対象品目を輸出する貨物にアルコール飲料を混載して輸出される場合は、この限りでない。）
- ② 販売目的以外の個人用に消費されるもの

必要な証明	地域	品目
日付	47都道府県	平成23年3月11日以前に生産・加工された全ての食品 ^(注1)
放射性物質検査	宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県及び静岡県(以下「指定地域」という。)	水産物以外及び輸入停止対象品目以外の食品
	北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県	養魚用飼料及び魚粉
	青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県	その他の飼料（牛、馬、豚及び家禽等）
産地	指定地域以外	生産・加工された全ての食品

注1 韓国の輸入停止対象地域・品目については証明しない。

注2 原則、放射性物質検査証明及び産地証明は、平成23年3月11日以降に収穫・生産・加工したものが対象

(参考) 韓国農林水産食品部が所管する畜産物として提示があったものの HS コード

ミルク、クリーム、チーズ等		鳥卵、卵黄等	牛等の脂肪	肉のエキス等
0401 00 0000	0403 90 1000	0407 00 9000	1502 00 1090	1601 00 1000
0401 10 0000	0403 90 2000	0408 11 0000	1502 00 9000	1601 00 9000
0401 20 0000	0403 90 9000	0408 19 0000		1602 41 9000
0401 30 1000	0404 10 1010	0408 91 0000		1602 90 9000
0401 30 9000	0404 10 1090	0408 99 0000		1603 00 1000
0402 00 0000	0404 10 2130	0408 99 9000		
0402 10 1010	0404 90 0000			
0402 10 9000	0405 10 0000			
0402 21 1000	0405 90 0000			
0402 29 0000	0406 10 1000			
0402 99 9000	0406 20 0000			
0403 00 0000	0406 30 0000			

乳糖、乳糖水	乳児用の調製品、ベーカリー 製品製造用の混合物等		アイスクリーム、氷菓等	
1702 11 1000	1901 10 1010	1901 10 9090	2105 00 1000	2105 00 9090
	1901 10 1090	1901 90 2000	2105 00 1010	2106 90 9020
			2105 00 1090	2106 90 9030

(別紙6-4) 中国の証明対象地域・品目

すべての食品及び飼料。

ただし、水産物及びアルコール飲料は除く。(証明書発行対象品目を輸出する貨物に混載して輸出される場合は、この限りでない。)

必要な証明	地域	品目
産地	宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県(以下「指定地域」という。)以外の道府県	生産・加工された全ての食品・飼料

注 指定地域の全ての食品及び飼料は輸入が認められていないので証明書の発行はできない。

(別紙6-5) ブルネイの証明対象地域・品目

次に掲げるものを除く全ての食品（香料等の食品添加物を含む）について、下表のとおり証明する。

- ① 水産物及びアルコール飲料（ただし、証明書発行対象品目を輸出する貨物に混載して輸出される場合は、この限りでない。）
- ② 販売目的以外の個人用に消費されるもの

必要な証明	地域	品目
放射性物質 検査	福島県	生産・加工された全ての食品
産地	福島県以外	生産・加工された全ての食品

(別紙 6 - 6) 削除

(別紙6-7) ロシア連邦の証明対象地域・品目

必要な証明	地域	品目
日付	福島県、茨城県、 栃木県、群馬県、 千葉県及び東京都 (以下「指定地域」 という。)	平成23年3月11日以前に生産・加工された全ての食品 ^(注)
放射性物質 検査	指定地域	平成23年3月11日以降に生産・加工された全ての食品 ^(注)

注 水産物及びアルコール飲料を除く。(証明書発行対象品目を輸出する貨物に混載して輸出される場合は、この限りでない。)

(別紙 6 - 8) オマーン国の証明対象地域・品目

必要な証明	地域	品目
輸出事業者証明	47都道府県	平成23年3月27日以降に生産・加工された全ての食品・飼料

注：過去にオマーン国向けに食品を輸出した実績のある輸出業者以外の事業者は、輸出事業者証明によらず、指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書に、在京オマーン大使館又は GCC 諸国の大使館が領事認証したものを添付することで輸出することができる。

(別紙 6 - 9) バーレーン王国の証明対象地域・品目

必要な証明	地域	品目
輸出事業者証明	47都道府県	平成23年3月14日以降に生産・加工された全ての食品

注：過去にバーレーン王国向けに食品を輸出した実績のある輸出業者以外の事業者は、輸出事業者証明によらず、指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書を添付することで輸出することができる。

(別紙6-10) エジプトの証明対象地域・品目

全ての食品（香料等の食品添加物を含む。）及び飼料について、下表のとおり証明する。

ただし、水産物及びアルコール飲料を除く。（証明書発行対象品目を輸出する貨物に混載して輸出される場合は、この限りでない。）

必要な証明	地域	品目
産地	47都道府県	生産・加工された全ての食品・飼料

(別紙6-11) モロッコ王国の証明対象地域・品目

全ての食品（香料等の食品添加物を含む。）及び飼料について、下表のとおり証明する。

ただし、水産物及びアルコール飲料を除く。（証明書発行対象品目を輸出する貨物に混載して輸出される場合は、この限りでない。）

必要な証明	地域	品目
日付	47都道府県	平成23年3月11日以前に生産・加工された全ての食品・飼料
放射性物質検査	宮城県、福島県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県(以下「指定地域」という。)	平成23年3月11日以降に生産・加工された全ての食品・飼料
産地	指定地域以外	平成23年3月11日以降に生産・加工された全ての食品・飼料

(別紙6-12) EUの証明対象地域・品目

次に掲げるものを除く全ての食品（香料等の食品添加物を含む）及び飼料について、下表のとおり証明する。

- ① アルコール飲料（CNコード2203から2208までに該当するもの。）
- ② 水産物（ただし、証明書発行対象品目を輸出する貨物に混載して輸出される場合は、この限りでない。）
- ③ 販売目的以外の個人用に消費されるもの

必要な証明	地域	品目
日付	47都道府県	平成23年3月11日より前に生産、加工された食品及び飼料（下記の品目、又はそれらの使用割合が50%を超えるものに限る。）
放射性物質検査	福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・水産物（活魚、甲殻類、軟体動物、海藻及び一部の魚種（ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ）を除く。） ・大豆 ・柿 ・一部の山菜類（フキノトウ・フキ、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ及びコシアブラ）
	山形県、新潟県、山梨県及び静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・コシアブラ
	長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・一部の山菜類（タラノキ属、ゼンマイ、クサソテツ及びコシアブラ）
	岩手県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・水産物（活魚、甲殻類、軟体動物、海藻及び一部の魚種（ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ）を除く。） ・一部の山菜類（タケノコ及びコシアブラ）
	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・水産物（活魚、甲殻類、軟体動物、海藻及び一部の魚種（ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ）を除く。） ・一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ及びコシアブラ）
	47都道府県	上記の県ごとの放射性物質検査の対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料
産地	福島県を除く46都道府県	上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が50%を超える食品及び飼料

(留意事項)

- 1 各食品のCNコードは別表1から別表5までを参照
- 2 生産・加工地が不明な上記の品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料については、放射性物質検査証明により輸入が認められる。

別表 1 : 放射性物質検査証明が必要な「きのこ類」の CN コード表

類 Chapter	形 態 / 品 目	きのこ類 Mushrooms	
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵	0709 51 00	
		0709 59	
	冷凍	0710 80 61	
		0710 80 69	
	一時保存処理	0711 51 00	
		0711 59 00	
	乾燥	0712 31 00	
		0712 32 00	
		0712 33 00	
		0712 39 00	
	20 野菜、果実及 びナット等の 調製品	調製・保存処理(酢漬を除く。)	2003 10
			2003 90
調製・保存処理(冷凍以外)		2005 99 80	

別表2：放射性物質検査証明が必要な「山菜類」のCNコード表

類 Chapter	品 目	タケノコ Bamboo shoot	タラノキ属 <i>Aralia</i> <i>spp.</i>	ワラビ Bracken	ゼンマイ Japanese royal fern
	形 態				
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵	0709 99	0709 99	0709 99	0709 99
	冷凍	0710 80	0710 80	0710 80	0710 80
	一時保存処理	0711 90	0711 90	0711 90	0711 90
	乾燥	0712 90	0712 90	0712 90	0712 90
20 野菜、果実及 びナット等の 調製品	調製・保存処理 (冷凍)	2004 90			
	調製・保存処理 (冷凍以外)	2005 91 00			

類 Chapter	品 目	コシアブラ Koshiabura	クサソテツ Ostrich fern	フキノトウ /フキ Giant butterbur /Japanese butterbur (Fuki)
	形 態			
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵	0709 99	0709 99	0709 99
	冷凍	0710 80	0710 80	0710 80
	一時保存処理	0711 90	0711 90	0711 90
	乾燥	0712 90	0712 90	0712 90
20 野菜、果実及 びナット等の 調製品	調製・保存処理 (冷凍)			
	調製・保存処理 (冷凍以外)			

別表 3：放射性物質検査証明が必要な「大豆」の CN コード表

類 Chapter	形 態 / 品 目	大豆 Soybean
12 採油用の種 及び果実等	その他	1201 90 00
	粉又はミール	1208 10 00
15 植物性の油 脂等	大豆油及びその分別物	1507

別表 4：放射性物質検査証明が必要な「水産物」※の CN コード表

類 Chapter	形 態 / 品 目	水産物 Fish & Fishery products
03 魚等	魚／生鮮・冷蔵	0302
	魚／冷凍	0303
	魚のフィレその他の魚肉 ／生鮮・冷蔵・冷凍	0304
	魚／乾燥・塩蔵・燻製・ 魚の粉等	0305
	水棲無脊椎動物（甲殻類 及び軟体動物を除く。）	0308
15 動物性の油脂 等	魚の肝油及びその分別物	1504 10
	魚の油脂及びその分別物 （肝油を除く。）	1504 20
16 魚等の調製品	魚（調製又は保存処理）、 キャビア及び魚卵から調 製したキャビア代用物	1604

※ 「水産物」のうち除外される魚種のCNコードは以下のとおり。

類 Chapter	品 目 形 態	ブリ・ヒラ マサ Japanese amberjack & yellowtail amberjack	カンパチ Greater amberjack	マダイ Japanese seabream
03 魚等	魚／生鮮・冷蔵	0302 89 90	0302 89 90	0302 85 90
	魚／冷凍	0303 89 90	0303 89 90	
	魚のフィレその他の魚肉 ／生鮮・冷蔵・冷凍	0304 49 90	0304 49 90	0304 49 90
		0304 59 90	0304 59 90	0304 59 90
0304 89 90		0304 89 90	0304 89 90	
0304 99 99		0304 99 99	0304 99 99	
魚／乾燥・塩蔵・燻製・ 魚の粉等	0305 10 00	0305 10 00	0305 10 00	
	0305 20 00	0305 20 00	0305 20 00	
	0305 39 90	0305 39 90	0305 39 90	
	0305 49 80	0305 49 80	0305 49 80	
	0305 59 85	0305 59 85	0305 59 85	
	0305 69 80	0305 69 80	0305 69 80	
	0305 72 00	0305 72 00	0305 72 00	
	0305 79 00	0305 79 00	0305 79 00	
15 動物性の油脂 等	魚の肝油及びその分別物	1504 10	1504 10	1504 10
	魚の油脂及びその分別物 (肝油を除く。)	1504 20	1504 20	1504 20
16 魚等の調製品	調製又は保存処理した魚 (全形のもの及び断片状 のもの／さば)			
	調製又は保存処理した魚 (全形のもの及び断片状 のもの／さけ、いわし、 さば等以外)	1604 19 91	1604 19 91	1604 19 91
		1604 19 97	1604 19 97	1604 19 97
調製又は保存処理した魚 (全形のもの及び断片状 のものを除く。)	1604 20 90	1604 20 90	1604 20 90	

類 Chapter	品 目 形 態	シマアジ White trevally	クロマグロ Pacific bluefin tuna	マサバ Pacific chub mackerel
03 魚等	魚／生鮮・冷蔵	0302 49 90	0302 35	0302 44 00
	魚／冷凍	0303 89 90	0303 45	0303 54 10
	魚のフィレその他の魚肉 ／生鮮・冷蔵・冷凍	0304 49 90 0304 59 90 0304 89 90 0304 99 99	0304 49 90 0304 59 90 0304 89 90 0304 99 99	0304 49 90 0304 59 90 0304 89 49 0304 99 99
	魚／乾燥・塩蔵・燻製・ 魚の粉等	0305 10 00 0305 20 00 0305 39 90 0305 49 80 0305 59 85 0305 69 80 0305 72 00 0305 79 00	0305 10 00 0305 20 00 0305 39 90 0305 49 80 0305 59 85 0305 69 80 0305 72 00 0305 79 00	0305 10 00 0305 20 00 0305 39 90 0305 49 30 0305 54 90 0305 69 80 0305 72 00 0305 79 00
15 動物性の油脂 等	魚の肝油及びその分別物	1504 10	1504 10	1504 10
	魚の油脂及びその分別物 (肝油を除く。)	1504 20	1504 20	1504 20
16 魚等の調製品	調製又は保存処理した魚 (全形のもの及び断片状 のもの／さば)			1604 15
	調製又は保存処理した魚 (全形のもの及び断片状 のもの／さけ、いわし、 さば等以外)	1604 19 91 1604 19 97	1604 19 91 1604 19 97	
	調製又は保存処理した魚 (全形のもの及び断片状 のものを除く。)	1604 20 90	1604 20 90	1604 20 50

別表 5：放射性物質検査証明が必要な「柿」の CN コード表

類 Chapter	形 態 / 品 目	柿 Japanese persimmon
08 食用の果実等	生鮮・冷蔵	0810 70 00
	冷凍	0811 90
	一時保存処理	0812 90
	乾燥	0813 50

(別表 1 から 5 の留意事項)

- 1 CN コードは EU が設定している「合同関税品目分類表」(Combined Nomenclature-CN) と呼ばれる物品の分類表の番号です。輸出産品等の CN コードが不明の場合は、EU 側の輸入業者等を通じて輸出先国の当局にお問い合わせください。
- 2 CN コードに複数の農林水産物が含まれる場合であっても、規制の対象は表の「品目」欄に記載されている農林水産物及びその加工品のみ限定されます。

(別紙6-13) 香港の証明対象地域・品目

必要な証明	地域	品目
放射性物質 検査	福島県、群馬県、 茨城県、栃木県及 び千葉県	生産、と畜又は加工された食肉及び家禽卵
	茨城県、栃木県、 群馬県及び千葉県	生産又は加工された野菜、果実、牛乳、乳飲料 及び粉乳
輸出事業者 証明	茨城県、栃木県、 群馬県及び千葉県	生産又は加工された野菜、果実、牛乳、乳飲料 及び粉乳

注 福島県で生産又は加工された野菜、果物、牛乳(※)、乳飲料(※)及び粉乳(※)
(同県で生産された原料を使用した場合も含む)は輸入が認められていないので証
明書の発行はできない。

(別紙6-14) 仏領ポリネシアの証明対象地域・品目

次に掲げるものを除く全ての食品（香料等の食品添加物を含む）及び飼料について、下表のとおり証明する。

- ① アルコール飲料（HSコード2203から2208までに該当するもの。）
 ② 水産物（ただし、証明書発行対象品目を輸出する貨物に混載して輸出される場合は、この限りでない。）
 ③ 販売目的以外の個人用に消費されるもの

必要な証明	地域	品目
日付	47都道府県	平成23年3月11日より前に生産、加工された食品及び飼料（下記の品目、又はそれらの使用割合が50%を超えるものに限る。）
放射性物質検査	福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・水産物（活魚、海藻及びホタテを除く。） ・米、大豆 ・柿 ・一部の山菜類（フキノトウ、フキ、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ及びコシアブラ）
	新潟県、山梨県及び静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・コシアブラ
	秋田県、山形県及び長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ、ゼンマイ及びコシアブラ）
	岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・水産物（活魚、海藻及びホタテを除く。） ・一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ及びコシアブラ）
	47都道府県	放射性物質検査の対象となっている県における対象品目の使用割合の合計が50%を超える食品及び飼料
産地	福島県を除く46都道府県	上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が50%を超える食品及び飼料

(留意事項)

- 1 各食品のCNコードは別表1から別表5までを参照
- 2 生産・加工地が不明な上記の品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料については、放射性物質検査証明により輸入が認められる。
- 3 原則、放射性物質検査証明及び産地証明は、平成23年3月11日以降に収穫・生産・加工されたものが対象

別表 1 : 放射性物質検査証明が必要な品目（きのこ類）の CN コード表

類 Chapter	形 態 / 品目名	きのこ類 Mushrooms	
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵	0709 51	
		0709 59	
	冷凍	0710 80 61	
		0710 80 69	
	一時保存処理	0711 51 00	
		0711 59	
	乾燥	0712 31	
		0712 32	
		0712 33	
		0712 39	
	20 野菜、果実及 びナット等の 調製品	調製・保存処理(酢漬除く)	2003 10
			2003 90
調製・保存処理(冷凍以外)		2005 99 80	

別表2：放射性物質検査証明が必要な品目（山菜類）のCNコード表

類 Chapter	品目名 形態	タケノコ Bamboo shoot	タラノキ属 <i>Aralia</i> <i>spp.</i>	ワラビ Bracken	ゼンマイ Japanese royal fern
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵	0709 99	0709 99	0709 99	0709 99
	冷凍	0710 80	0710 80	0710 80	0710 80
	一時保存処理	0711 90	0711 90	0711 90	0711 90
	乾燥	0712 90	0712 90	0712 90	0712 90
20 野菜、果実及 びナット等の 調製品	調製・保存処理 (冷凍)	2004 90			
	調製・保存処理 (冷凍以外)	2005 91			

類 Chapter	品目名 形態	コシアブラ Koshiabura	クサソテツ Ostrich fern	フキ Giant butterbur /Japanese butterbur (Fuki)
07 食用の野菜等	生鮮・冷蔵	0709 99	0709 99	0709 99
	冷凍	0710 80	0710 80	0710 80
	一時保存処理	0711 90	0711 90	0711 90
	乾燥	0712 90	0712 90	0712 90
20 野菜、果実及 びナット等の 調製品	調製・保存処理 (冷凍)			
	調製・保存処理 (冷凍以外)			

別表 3 : 放射性物質検査証明が必要な品目 (米及び大豆) の CN コード表

類 Chapter	形 態 品目名	米 Rice	大豆 Soybeans
10 穀物	米	1006	
11 穀粉及び加工穀物等	穀粉	1102 90 50	
	ひき割り	1103 19 50	
	ペレット	1103 20 50	
	フレーク	1104 19 91	
	その他	1104 19 99	
	殻を除く等	1104 29 17	
	真珠型にとう精	1104 29 30	
	粗くひいたもの	1104 29 59	
	その他	1104 29 89	
	穀物の胚芽	1104 30 90	
12 採油用の種 及び果実等	その他		1201 90
	粉又はミール		1208 10
15 植物性の油 脂等	大豆油及びその分別物		1507
19 穀物、穀粉、 でん粉又は ミルク調製 品及びベー カリー製品	穀粉、ひき割り穀物等の調製食料品	1901	
	膨張又は炒って得た調製品	1904 10 30	
	炒っていない穀物の調製品等	1904 20 95	
	その他の加工穀物	1904 90 10	
	ベーカリー調製品 (パン、米菓等)	1905 90	

別表 4：放射性物質検査証明が必要な品目（水産物）の CN コード表

類 Chapter	品目名	水産物 (ホタテは除外) Fish & Fishery products other than scallop
	形態	
03 魚及び甲殻類 等	魚／生鮮・冷蔵	0302
	魚／冷凍	0303
	魚のフィレその他の魚肉 ／生鮮・冷蔵・冷凍	0304
	魚／乾燥・塩蔵・燻製・ 魚の粉等	0305
	甲殻類	0306
	軟体動物*	0307
	水棲無脊椎動物	0308
15 動物性の油脂 等	魚の肝油及びその分別物	1504 10
	魚の油脂及びその分別物 (肝油を除く。)	1504 20
16 魚及び甲殻類 等の調製品	魚（調整又は保存処理）、 キャビア及び魚卵から調 製したキャビア代用物	1604
	甲殻類、軟体動物及び水 棲無脊椎動物（調製又は 保存処理）*	1605

*除外されるホタテの CN コード
: 0307 21及び0307 29

*除外されるホタテの CN コード
: 1605 52 00

別表 5：放射性物質検査証明が必要な「柿」の CN コード表

類 Chapter	形態	品目名	柿 Japanese persimmon
08 食用の果実等	生鮮・冷蔵		0810 70 00
			0810 90
	冷凍		0811 90
	一時保存処理		0812 90
	乾燥		0813 50

(別表 1 から 5 の留意事項)

- 1 CN コードは EU が設定している「合同関税品目分類表」(Combined Nomenclature-CN)と呼ばれる物品の分類表の番号です。輸出産品等の CN コードが不明の場合は、仏領ポリネシア側の輸入業者等を通じて輸出先国の当局にお問い合わせください。
- 2 CN コードに複数の農林水産物が含まれる場合であっても、規制の対象は表の「品目名」欄に記載されている農林水産物及びその加工品のみ限定されます。